

5. 実施状況報告

多量排出事業者は、作成した処理計画の実施の状況について都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は、提出された実施状況報告の内容をインターネットの利用により公表する。この公表を通じて、事業者の計画的な減量等や適正処理に向けての取組状況に関する情報が住民に提供されるとともに、関係者にもその周知が進められる。創意工夫のある取組に対しては住民や関係者から高い評価を受けることも予想される。事業者においても、公表された情報の内容を踏まえて、今後より高いレベルの処理計画を策定していくことにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が一層推進される。

なお、処理計画の策定に当たって複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者に該当した年度の翌年度に実施状況報告をしなければならない。

(1) 実施状況報告様式（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

実施状況報告は、規則様式第2号の9又は第2号の14により作成すること。実施状況報告は、提出先の承諾があれば、電子ファイルにより提出することができる。

記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

電子マニフェスト使用義務者は、平成32年（2020年）度以降の様式第2号の14「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄の「電子情報処理組織の使用に関して実施した取組」に、電子マニフェストへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等について記載する。また、情報処理センターへの登録が困難な場合として規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を記載する。他方、電子マニフェスト使用義務者でない事業者は、義務者に該当しない旨を記載する。

(2) 報告期限（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

多量排出事業者の実施状況の都道府県知事への報告期限は、翌年度の6月30日である。

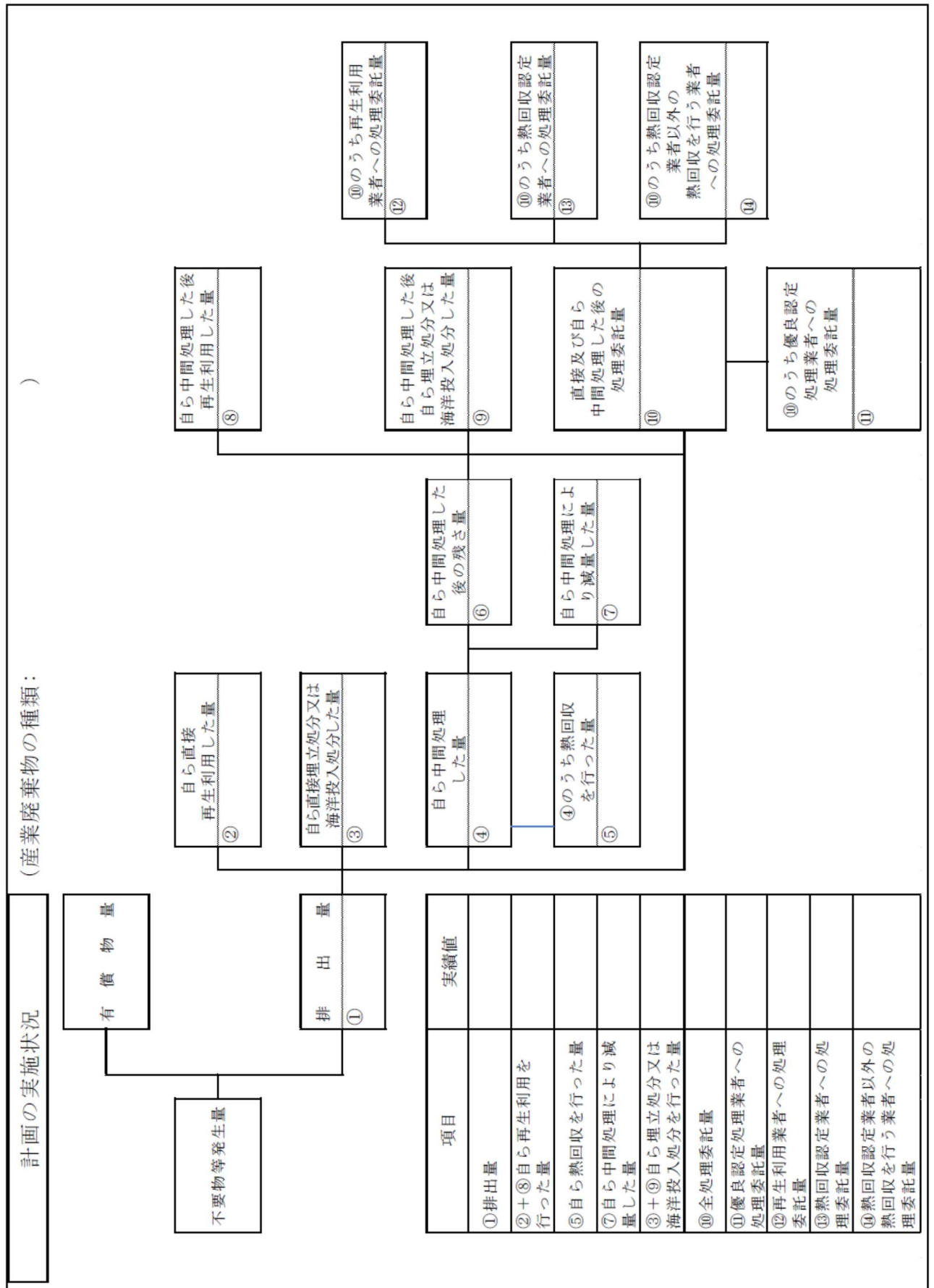
実施状況の報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長)		殿	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 処理計画の実施状況を報告します。			年度の産業廃棄物
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

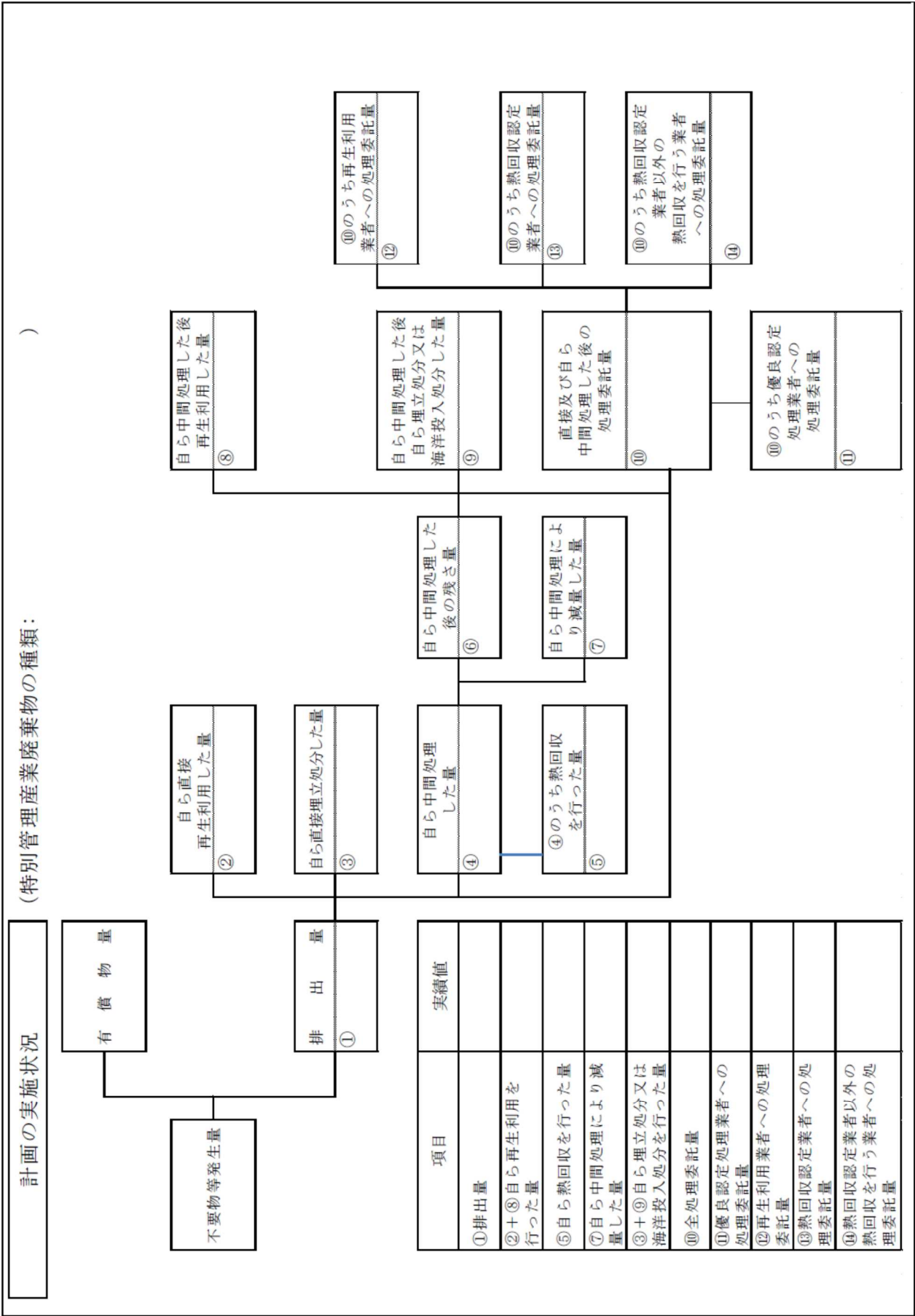
様式第二号の十四(第八条の十七の三関係) 【平成31年(2019年)度までの様式(※)】

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		年 月 日	
都道府県知事 (市長)		殿	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管 理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(※) 本様式は平成31年(2019年)度提出分が最後となる。平成32年(2020年)度以降は、本様式の次ページに掲載の平成32年(2020年)度以降の様式を用いること。



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係) 【平成32年(2020年)度以降の様式】
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長)		殿	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、			年度の特別管
理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	t
		前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類：)	
有償物量		排出量	
不要物等発生量		①	
自ら直接再生利用した量		②	自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧
自ら直接埋立処分した量		③	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑨
自ら中間処理した量		④	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 ⑩
④のうち熱回収を行った量		⑤	⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 ⑪
④のうち熱回収を行なった量		⑥	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑫
④のうち熱回収により減量した量		⑦	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑬
③+④自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量			⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭
⑩全処理委託量			
⑪優良認定処理業者への 処理委託量			
⑫再生利用業者への処理 委託量			
⑬熱回収認定業者への処 理委託量			
⑭熱回収認定業者以外の処 理委託量			

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

6. 罰則

処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、20万円以下の過料が課される（法第33条第2号及び第3号）。

7. 関連法令・通知等

7-1 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（事業者の処理）

第12条 （略）

2～8 （略）

9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

11 都道府県知事は、第9項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の2 （略）

2～9 （略）

10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

12 都道府県知事は、第10項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（電子情報処理組織の使用）

第12条の5 第12条の3第1項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第12条の3第1項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第12条の3第1項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

（産業廃棄物の多量排出事業者）

第6条の3 法第12条第9項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第6条の7 法第12条の2第10項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第8条の4の5 法第12条第9項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の8による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（実施の状況の報告）

第8条の4の6 法第12条第10項の規定による報告は、様式第2号の9による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

（計画及び実施の状況の公表）

第8条の4の7 法第12条第11項の規定による公表は、同条第9項の計画の提出又は同条第10項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 十一 法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項(※)

(※) 平成32年(2020年)4月1日施行の条文。平成31年4月1日施行の条文は、「電子情報処理組織の使用に関する事項」

(実施の状況の報告)

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物)

第8条の31の2 法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものを除く。)とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第8条の31の3 法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物(前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。)の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者(当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。)とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第8条の31の4 法第12条の5第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第12条の5第1項の規定による登録、同条第3項若しくは第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも65歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていない場合

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

（電磁的記録による交付等）

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成17年政令第8号）

（電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等）

第2条 民間事業者等は、法第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）

（法第4条第1項の主務省令で定める作成）

第5条 法第4条第1項の主務省令で定める作成は、別表第2の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第6条 民間事業者等が、法第4条第1項の規定に基づき、別表第2の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第6条第1項の主務省令で定める交付等）

第7条 法第6条第1項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項、第12条の2第10項、第14条第13項及び第14条の4第13項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の12第2号（第6条の15第2号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の4の6及び第8条の17の3の規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第8条 民間事業者等が、法第6条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

別表第2 (第5条関係)

<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u>	第7条第15項（第9条の8第5項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）、第9条の9第5項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）及び第9条の10第5項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合を含み、第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。）、 <u>第12条第9項、第12条の2第10項</u> 及び第13条の8
<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第5号）</u>	<u>第8条の4の6及び第8条の17の3</u>

7-2 関係通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成23年2月4日環廃対発第110204004号・環廃産発第110204001号））

第18 不法投棄等に係る罰則の強化等

3 多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設

産業廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）が作成することとされる産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）及びその実施状況の報告の提出を確実にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出し、又はその実施の状況を報告をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者は、20万円以下の過料に処することとした（法第33条第2号及び第3号）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知（平成23年2月4日環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号））

第24 多量排出事業者処理計画の見直し

多量排出事業者が作成する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「多量排出事業者処理計画」という。）については、これまで添付書類の様式のみが定められており、計画自体の様式は定められていなかったことから、様式を統一的に定めることとし、評価を行いやすくしたこと（規則様式第2号の8等）。

また、循環的利用を進める観点から、排出事業者の責任において再生利用等による減量を進めることが重要であるが、減量は委託により行うことも可能であることから、計画に記載すべき事項として、産業廃棄物の処理の委託に関する事項を追加したこと。さらに、当該委託に関する事項として、優良認定処理業者（令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に該当する者）への処理の委託、処理業者への再生利用の委託、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理の委託及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理の委託について、規則様式においてそれぞれ記載させることとしたこと。

また、多量排出事業者処理計画及びその実施の状況については、これまで都道府県知事が一年間公衆の縦覧に供することにより公表されていたが、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととし、多量排出事業者処理計画の提出及び実施の状況の報告については電子ファイルで行うことを可能とすることとしたこと（規則第8条の4の7等）。

なお、都道府県知事によるインターネットでの公表に係る改正規定は、平成23年10月1日から施行されること（改正規則附則第1条）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知（平成30年3月30日環循適発第18033010号・環循規発第18033010号））

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第1項等）

1 運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物

電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物とし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条の4第5号イからハまでに掲げる産業廃棄物。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）は除くこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の31の2）。

なお、令第2条の4第5号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものは含むこと。

2 義務の対象者（規則第8条の31の3）

- (1) 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者が特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）以外の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物については電子マニフェストの使用の義務対象とならないこと。

3 情報処理センターに登録することが困難な場合（規則第8条の31の4）

- (1) 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由（規則第8条の31の4第1号）としては、例えば、次のような事由が考えられること。
 - ① 電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者若しくは情報処理センターのインターネット回線が故障したとき又は電力会社による長期間の停電が起こったとき
 - ② 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者又は情報処理センターがインターネット回線を使用することができないとき

- (2) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合（規則第8条の31の4第2号）としては、例えば、次のような場合が考えられること。
- ① 離島内等で他に電子マニフェストの使用が可能な収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき
 - ② 事業活動により通常排出する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出される場合であつて、当該特別管理産業廃棄物を処理できる電子情報処理組織を使用する収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき
- 5 特別管理産業廃棄物の多量排出事者処計画の記載事項（規則第8条の17の2第11号等）
- (1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事者処計画には、全ての特別管理産業廃棄物の排出量を記載する必要があること。
 - (2) 電子情報処理組織使用義務者となるか否は、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量の合計を確認し、事業場ごとに判断すること。
 - (3) 電子情報処理組織使用義務者となる場合は、当該処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項について記載する必要があること。また、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン未満の場合等は、当該処理計画に、次年度について電子情報処理組織使用義務者とならう旨を記載すること。
 - (4) あらかじめ規則第8条の31の4各号に定める情報処理センターに登録することが困難な場合に該当することが明らかである場合は、当該処理計画にその旨及び理由を記載すること。

第九 その他

2 様式の改正等

上記第一、二及び第五等に係る様式の整備を行ったこと。第二に係る様式については、特別管理産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を明らかにする形で運用されたいこと。なお、規則様式第2号の13については、平成31年度と平成32年度以降とで様式が異なるので留意されたいこと。